

デジタル広告を活用した県政情報発信業務委託企画提案書作成要領

1 提出書類

企画提案書

ア A4版、横書き、左綴じ、20ページ以内

イ 表紙に「デジタル広告を活用した県政情報発信業務委託企画提案書」と記載

ウ 正本は余白に事業者名を記載、副本は企画提案書内に事業者名を記載しないこと。

2 提出方法

持参又は郵送

※提出書類を郵送する場合、担当者に事前に電話連絡の上、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお封筒に「デジタル広告を活用した県政情報発信業務委託関係書類在中」と朱書きすること。

3 提出期限

令和6年7月22日（月）午後5時必着

4 提出先

石川県知事室戦略広報課広報グループ 宛

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

TEL: (076)225-1239 / Mail: e130500b@pref.ishikawa.lg.jp

5 企画提案書等の内容

仕様書を参照の上、次の事項について記載した企画提案書を作成すること。様式は任意とする。

(1) 方針等

20～30代に向け、訴求力の高い動画広告を実施するにあたり、基本的な方針、コンセプト（使用する広告媒体、動画構成の考え方等）を記載すること。

(2) 動画制作

① 目標・内容

- 広告実施時の動画1本あたりのインプレッション数、目標クリック数（率）など達成可能な目標を設定し、記載すること。
- 動画制作本数（6本以上）を記載すること。
- 動画の内容について、「令和6年能登半島地震からの復旧・復興」、「県の施策」のテーマに沿った具体的な例を、それぞれ複数提案すること。

② 動画広告の企画提案

視聴者への訴求力の高い動画を制作するにあたっては、高い構成力やアイキャッチ等の工夫が求められることから、次の2つの具体例について、動画の企画案をそれぞれ提案すること。提案は絵コンテを活用する等、視覚的に表現するとともに、訴求ポイントを明確にし、動画の尺も記載すること。

それぞれの具体例について、出稿する広告媒体の想定、インプレッション数、目標クリック数（率）、コンバージョン数（率）等の目標値もあわせて提案すること。

ア 令和6年能登半島地震関連の写真・動画の募集

趣旨：令和6年能登半島地震に関連した写真や動画を広く収集するためには、県民にも広く写真等の提供を呼びかけることが方法として考えられる。そこで、写真提供を呼びかける機会に合わせて、特に若年層がスマートフォン等で撮影した発災直後の被災地の様子などを県に提供してもらえよう、呼びかける。

イ 災害ボランティアの募集

趣旨：令和6年能登半島地震の被災地では災害ボランティアによる支援が必要とされている。そこで、若年層に情報発信し、災害ボランティアへの参加や事前登録をしてもらう。

参考URL：<https://prefvc-ishikawa.jimdofree.com/>

(3) 広告の効果測定等

- ・動画の効果測定結果およびフィードバックとして県に報告・提案できる内容を記載すること。
- ・出稿期間終了後、広告実施結果や効果測定結果を県に報告し、フィードバックするまでの期間など、スケジュールの想定を記載すること。
※広告出稿期間中に運用状況を確認・管理し、ターゲティング変更等を提案する場合も含めてスケジュール等を記載すること。
- ・上記の報告、フィードバックを実施する体制についても記載すること。

(4) 実施体制等

- ・実施体制と役割分担等を記載すること。
- ・業務全体を管理する者（責任者）及びその他の業務従事者について、業務従事者に対する指揮命令系統、業務従事者の配置、業務内容等について記載すること。
- ・業務期間中のスケジュールを記載すること。

(5) 類似業務の受注実績

国または自治体等から、元請としてSNS等のデジタル広告を活用した情報発信を行う業務に携わった実績がある場合、実績の概要等を記載すること。

(6) 見積書

- ・宛先は「石川県知事 馳 浩」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の単価が判断できる内容とする。）。
- ・見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税、合計金額を明記すること。

6 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 自社（共同企業体）の強みを生かした企画の提案がある場合は積極的に記載すること。
- (2) 企画提案書の作成にあたり、定められた予算及び期限の範囲内で、仕様書よりも優れた方法で提案できると判断した場合、仕様書の内容を一部変更して当該方法を提案できるものとする。
- (3) 委託者が何らかの役割を担う場合は、委託者と受託者の役割を明確に示すこと。
- (4) 文字サイズは、12ポイント以上とすること。

- (5) 言語は日本語、通貨は日本円、単価は日本の標準時及び計量法の法定単位によるものとする。
- (6) 再委託先がある場合は、その業務内容及び再委託金額を明記すること。
- (7) 提出できる企画提案書は1案とする。
- (8) 提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- (9) 一度提出した企画提案書等はこれを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (10) 必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。
- (11) 企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (12) 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。